

令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

固定資産税は、土地や家屋の他に償却資産(事業用の資産)についても課税の対象となり、所有されている方は申告していただく必要があります。

つきましては、この手引をよくお読みいただいた上で、期限内に申告書を提出してください。

1 申告が必要な方

令和6年1月1日(賦課期日)現在、春日井市内に償却資産を所有している方

2 提出期限

令和6年1月31日(水)

3 提出書類(1ページ参照)

- 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
- 種類別明細書
(不足する場合は、白紙明細書をコピーして御使用ください。)
- 非課税・課税標準の特例・減免等に関する書類
(該当者のみ)

★申告書の控えについて

控えが必要な方は、御自身でコピーをお願いします。また、郵送で提出される方で受付印の押印が必要な場合は、コピーした控えと返送用封筒(返送先を明記し、切手を貼付したもの)を同封してください。

★資産の増加・減少がない場合も申告してください。

- ### 4 提出・問い合わせ先
- 春日井市 市民生活部 資産税課 償却資産担当
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地(市役所2階)
(0568) 85-6101 (直通)

資産の増加・減少のない方、申告する資産がない方は
インターネットから簡易申請ができます。

※詳細は1ページを御覧ください。



©Kasugai City 2008

書のまち春日井「道風くん」

目次

◆◇提出書類について◆◇	1
1 償却資産の申告について	
(1) 償却資産とは	2
(2) 申告が必要な方	2
(3) 申告書等の提出期限	2
(4) 申告の対象となる資産	3
〈償却資産の種類と具体例〉	3
〈業種ごとの主な償却資産〉	4
〈申告の対象とならない資産〉	5
〈注意が必要な資産〉	5～6
(5) 家屋と償却資産の区分	7～8
2 課税標準の特例・非課税について	
(1) 課税標準の特例が適用される償却資産	9
(2) 非課税となる償却資産	10
3 国税の取扱いとの相違点について	10
4 税額等の算出方法について	
(1) 評価額の計算	11
(2) 課税標準額	11
(3) 免税点	11
(4) 税率	11
(5) 償却資産減価残存率表	12
5 調査協力をお願い	12
6 課税の遡及等について	12
7 マイナンバーについて	12
8 償却資産 Q&A	13～14
減価償却資産の耐用年数に関する省令別表（抜粋）	15～22

別紙 償却資産申告書の書き方
 (裏面) 種類別明細書の書き方

◆◆提出書類について◆◆

申告者	提出書類	申告書	種類別明細書	注意事項
初めて申告される方		○	○	令和6年1月1日現在で春日井市に所有しているすべての償却資産を種類別明細書に記入してください。
資産の増加・減少のある方		○	○	種類別明細書に増加分を記入するとともに、減少分を二重線で抹消し、摘要欄に減少理由・減少年月を記入してください。
資産の増加・減少のない方		○	×	申告書「18 備考」欄の「1.昨年中に資産の増加・減少なし」に○をつけてください。
申告する資産のない方		○	×	申告書「18 備考」欄の「2.営業しているが、該当資産なし」に○をつけてください。
廃業・転出等をされた方		○	×	申告書「18 備考」欄の「3.廃業・解散・転出等」のいずれかに○をつけ、その日付を記入してください。

※次に該当する資産がある場合に提出するもの

- ア 課税標準の特例が適用される資産、非課税となる資産を取得された場合
「固定資産税・都市計画税の課税標準の特例適用申告書」又は「固定資産税・都市計画税の非課税適用申告書」、特例又は非課税内容に係る資料
- イ 短縮耐用年数を適用された場合 … 国税局長の承認通知書（写）
- ウ 増加償却をされた場合 … 税務署長への届出書（写）

※ eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して、電子申告をすることができます。
詳しくは eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) を御覧ください。
eLTAX により電子申告される場合、上記ア～ウに該当する資産については、別途、関係書類の提出が必要です。

◆◆電算処理による独自様式での提出◆◆

- ア 当市から送付した申告書を使用しない場合も、同封して返送してください。
- イ 申告書・明細書の記入事項をすべて記載されたもので申告してください。
- ウ 全資産について評価額の計算をしてください。
- エ 種類別明細書は種類ごとに区分して作成し、その合計額を記入してください。
- オ 評価額の最低限度は、国税（所得税・法人税）と異なり取得価額の5%です。

簡易申請ができる方

- ・資産の増加・減少のない方（電算処理による独自様式で提出される方は除く）
- ・申告する資産がない方（過去に申告された方で、資産が0になった方は除く）

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-kasugai-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=83426

※通常通り、紙や eLTAX で申告することもできます。

申請はこちらから⇒



1 償却資産の申告について

(1) 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の構築物、機械、器具、備品等です。例えば、アパート賃貸業を営んでいる方の所有する家屋本体以外の外構等は償却資産となります。なお、ここでいう事業とは、必ずしも営利又は収益そのものを得ることではありません。

《地方税法第341条から一部抜粋》

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。

※詳しくは3、4ページを御覧ください。

(2) 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、春日井市内に償却資産を所有している方です。申告書等に必要事項を記入していただき申告してください。過去に春日井市に申告している方は、それまでに申告のあった資産等の情報を申告書に印字してありますので、その内容を御確認の上で申告してください。

申告書等がお手元に届いた方で、事業をやめられた方や、申告すべき資産を所有していない方は、その旨を申告書等に記入していただき提出をお願いします。

※申告書の記入方法は、別紙の「償却資産申告書の書き方」を御覧ください。

(3) 申告書等の提出期限

令和6年1月31日(水)

窓口の混雑を防止するため、郵送又はeLTAX（電子申告）での提出に御協力ください。申告についての御相談は、所有資産を管理されている台帳・帳簿等を御用意いただき、あらかじめ御連絡の上お越しくください。

なお、期限後の提出になりますと、固定資産税額の確定や納税通知書の送付が遅れる場合があります。

御注意ください。

償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。正当な理由なく申告をしなかった場合は過料が、虚偽の申告をした場合は懲役又は罰金が科せられることがあります。

(4) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿に残存価額のみが計上されている資産）
 - イ 簿外資産（帳簿に記載されていないが、減価償却可能な資産）
 - ウ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動することができる状態の資産）
 - エ 未稼動資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
 - オ 建設仮勘定で経理されているが、既に完成している資産
 - カ 決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産
 - キ 借用資産（リース資産）であって、契約の内容が割賦販売と同様である資産
 - ク 賃借人等が施工した内装、造作、建築設備等の資産
 - ケ 福利厚生のに供する資産（例：社員食堂の設備、寄宿舎、娯楽施設等）
 - コ 取得価額が20万円未満の資産であっても、税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産
 - サ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- ※コ、サについては、5ページ〈注意が必要な資産〉のアを御参照ください。

〈償却資産の種類と具体例〉

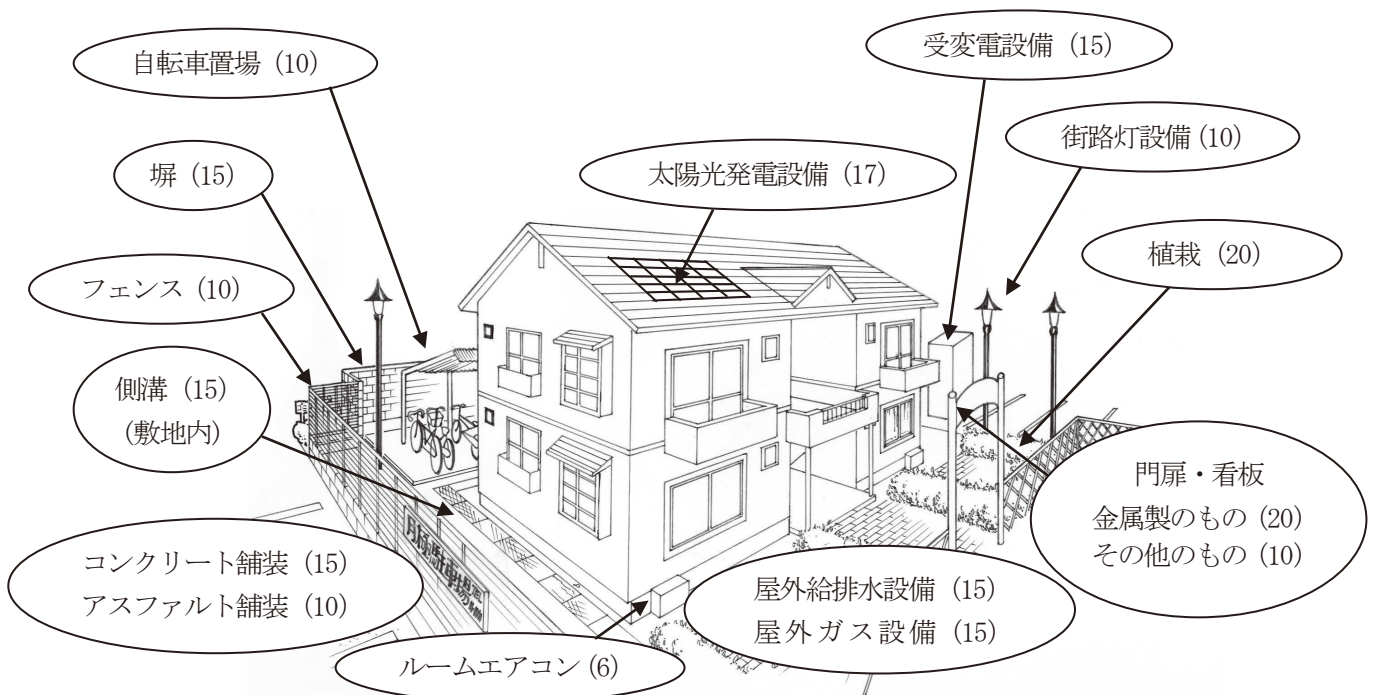
固定資産税の対象となる償却資産は、6種類に分類されます。主なものは次のとおりです。

種類	種類の名称	資産の一例
第1種	構築物	駐車場設備、自転車置場、（アスファルト・コンクリート）舗装、植栽、外構、門扉、看板、広告塔、街路灯設備等
	建物附属設備 (7ページ参照)	ア 特定の生産又は業務用設備 イ 独立した機器として扱うもの ウ 家屋と構造上一体でないもの エ 家屋の所有者以外の方が取り付けした内装・設備等
第2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、加工機械、その他各種産業用機械装置等
第3種	船舶	モーターボート、ボート、ヨット等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	自動車税及び軽自動車税の対象とならない運搬車等 ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」の大型特殊自動車、構内運搬車等
第6種	工具、器具及び備品	パソコン、プリンター、コピー機、レジスター、金庫、テレビ、カラオケ機器、理・美容機器、各種医療機器、パチンコ器、パチスロ器、ネオンサイン、陳列棚・ケース、ルームエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機等

〈業種ごとの主な償却資産〉 () 内は標準的な耐用年数

業 種		課税対象となる資産の一例
共通	事務用	パソコン (4)、プリンター (5)、サーバー (5)、コピー機 (5)、電話機 (6)、ファクシミリ (5)、レジスター (5)、金庫 (20)、LAN設備 (10)、キャビネット (15)
	その他	コンクリート舗装 (15)、アスファルト舗装 (10)、自転車置場 (10)、フェンス (10)、側溝 (15)、植栽 (20)、立て看板・ネオンサイン (3)、街路灯設備 (10)、受変電設備 (15)、中央監視制御装置 (18)、応接セット (8)、ロッカー (15)、ルームエアコン (6)
不動産賃貸業		屋外給排水設備 (15)、屋外ガス設備 (15)、太陽光発電設備で家屋の屋根材でないもの (17)
飲 食 業		テーブル (5)、イス (5)、厨房設備 (5)、テレビ (5)、カラオケ機器 (5)
理容業・美容業		理容・美容椅子 (5)、理容・美容用洗面設備 (13)、理容・美容機器 (5)、サインポール (3)
医院・歯科医院		手術機器 (5)、調剤機器 (6)、X線装置 (6)、歯科診療ユニット (7)
製 造 業		旋盤 (10)、ボール盤 (10)、フライス盤 (10)
小 売 業		陳列棚・ケース (8)、冷凍機付陳列棚・ケース (6)、冷蔵庫 (6)、自動販売機 (5)

(例) 不動産賃貸業



〈申告の対象とならない資産〉

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 家屋（償却資産に該当する家屋の建築設備は除く。）
- イ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車、バイク等
- ウ カーナビ、カーオーディオ
- エ 無形減価償却資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権、電話加入権等）
- オ 美術品等（減価償却資産に該当するものは除く。）
- カ 棚卸資産（商品、製品、半製品、貯蔵品等）
- キ 繰延資産（開業費等）

〈注意が必要な資産〉

ア 少額の減価償却資産

償却資産の申告対象から除かれる「少額資産」とは、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したものをいいます。

このことから、租税特別措置法第 28 条の 2 又は第 67 条の 5 の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した取得価額が 10 万円以上 30 万円未満の資産については、償却資産の申告の対象となります。

取得価額	償却方法	通常償却	中小企業特例	3 年一括償却	一時損金算入
10 万円未満*		申告必要		申告不要	申告不要
10 万円以上 20 万円未満		申告必要	申告必要	申告不要	
20 万円以上 30 万円未満		申告必要	申告必要		
30 万円以上		申告必要			

※個人事業主の方は、取得価額 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、申告不要です。

イ リース資産

平成 20 年 4 月 1 日以降に締結したファイナンスリース取引のうち所有権移転外ファイナンスリースについて、国税では原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が当該資産を申告する必要があります。

ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が 20 万円未満である場合は、償却資産の申告対象外です。

リース契約の種類	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンスリース等)	申告不要	申告必要
リース期間経過後に無償で譲渡する資産 売買にあたるようなリース資産 (所有権移転ファイナンスリース等)	申告必要 (自己資産扱い)	申告不要

ウ 特殊自動車

大型特殊自動車については、償却資産の申告が必要です。ただし、次の規格に該当する農耕作業用自動車や特殊作業車については、小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要です。

小型特殊自動車の規格 (次の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です。)

車両の種類	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	最高速度(km/h)	総排気量(ℓ)
農耕作業用自動車 (農耕トラクター等)	制限なし	制限なし	制限なし	35 未満	制限なし
上記以外の特殊作業車 (タイヤローラ、クレーン車、 フォークリフト等)	4.7 以下	1.7 以下	2.8 以下	15 以下	制限なし

エ 太陽光発電設備

太陽光発電設備については、「事業の用に供するもの」は償却資産の申告が必要です。「事業の用に供するもの」とは、法人や個人事業主の方が所有している設備、個人の方が売電を目的として所有している設備のことをいいます。

	自家消費を目的とする設備	売電を目的とする設備
個人(住宅用)	【申告不要】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。	【申告必要】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。
個人(事業者) 法人	【申告必要】 本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当します。 (例) 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、不動産賃貸業の業務の一部として取り扱います。	【申告必要】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当します。

申告が必要な太陽光発電設備の例	耐用年数
太陽光パネル (家屋の屋根材でないもの)、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナー 等	17 年

(5) 家屋と償却資産の区分

ア 償却資産として取り扱う家屋の建築設備

家屋の建築設備の中にも、家屋として評価せず、償却資産として取り扱うものがあります。家屋や家屋と一体となって家屋の効用を高めるもの以外の資産は償却資産の申告対象に該当する可能性がありますので御注意ください。

種 類	申告が必要な資産の一例
特定の生産又は業務用設備	(ア) 工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、工業用水道配管・汚水配管、ガスバーナー用のガス配管や熱処理用のボイラー設備、生産用として使用される電気設備・給排水設備・ガス設備等 (イ) 飲食店や病院等、営業や福利厚生用として使用される厨房設備、洗濯設備等 (ウ) 工場用ベルトコンベアー等
独立した機器として扱うもの	受変電設備、ルームエアコン、ネオンサイン、電話機、蓄電池設備等
家屋と構造上一体でないもの	簡易間仕切、屋外電気設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備等

イ 家屋の所有者以外の方が取り付けた内装・設備等

貸しビル、貸し店舗等を借り受けて事業をされている方が、自らの事業のため取り付けた内装・造作及び設備等は、償却資産として取り扱います。取り付けた方が償却資産として申告してください。

取り付けた方	建築設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者	内部・外部・床・天井の仕上げ	家 屋	家屋所有者
	受変電設備・予備電源設備等	償却資産	
賃借人等	内部・外部・床・天井の仕上げ 受変電設備・予備電源設備等	償却資産	賃借人等

ウ 家屋と償却資産の区分表

※次の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備、	屋外設備一式		○		○	
	照明器具設備	屋内設備一式	○			○	
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備		○		○
			上記以外の設備	○			○
	電話設備		電話機、交換機等の機器		○		○
			配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備		設備一式		○		○
	放送・拡声設備		マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
			配管・配線等	○			○
	インターホン設備		集合玄関機等	○			○
監視カメラ(ITV)設備		受像機(テレビ)、カメラ		○		○	
		配管・配線等	○			○	
避雷設備		設備一式	○			○	
火災報知設備		設備一式	○			○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		配管、高架水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			○		○
			中央式給湯設備	○			○
	ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
			屋内の配管等	○			○
衛生設備		設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		上記以外の設備	○			○	
	換気設備		特定の生産又は業務用設備		○		○
			上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○		○
			上記以外の設備	○			○
その他の設備		顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		○		○	
		洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む。)、自転車置場、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○	
外構工事	外構工事	工事一式(門扉・塀・植栽等)		○		○	

2 課税標準の特例・非課税について

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法に規定する一定要件を備えた資産は、課税標準の特例が適用されます。当該資産を取得された場合は、特例の適用に係る申告書及び特例内容に係る資料を提出してください。特例の適用に係る申告書は市ホームページからダウンロードできます。

※申告書の提出により特例を適用しますので必ず提出をお願いします。

ア 中小事業者等が取得した先端設備等（地方税法附則第 15 条第 45 項）

中小事業者等が市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した一定の設備について講じる特例措置です。

(ア) 対象資産

区分	設備等の種類	取得時期
償却資産	機械装置、工具、器具備品、建物附属設備	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(イ) 特例率

最初の 3 年間、課税標準額を 2 分の 1 に軽減します。

※ただし、一定の条件を満たすことにより、最初の 4～5 年間、課税標準額を 3 分の 1 に軽減します。詳しくは、下記市ホームページを御確認ください。

(ウ) 提出書類

	書類の名称
1	中小事業者等が取得した先端設備等に係る固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
2	先端設備等導入計画（写） ※所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）は、次の書類が添付されていることを確認してください。 リース契約見積書（写）、公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」（写）
3	先端設備等導入計画の認定書（写）
4	投資計画に関する確認書（写）
5	【従業員への賃上げ方針の表明をした場合】 従業員への賃上げ方針の表明を証する書類（写）

イ その他の特例措置の一例

対象資産	特例率	適用条項	
汚水又は廃液の処理施設	1/2	地方税法 附則第15条	第 2 項第 1 号
下水道除害施設	4/5		第 2 項第 5 号
再生可能エネルギー発電設備 （太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）	1/2～3/4		第25項
特定事業所内保育事業（企業主導型保育事業）	1/3		第32項

※対象資産の詳しい内容や提出書類等については、市ホームページを御確認ください。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/zei/zei/kotei/1003440.html>

こちらで御確認
いただけます→



(2) 非課税となる償却資産

老人福祉施設の用に供する固定資産等、地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定要件を備えた資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産を取得された場合は、「固定資産税・都市計画税の非課税適用申告書」及び非課税内容に係る資料を提出してください。非課税適用申告書は市ホームページからダウンロードできます。

3 国税の取扱いとの相違点について

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは次の表のとおりです。

項目	国 税 (法人税・所得税)	地方税 (固定資産税(償却資産))
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成 19 年 3 月 31 日 以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成 19 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則として旧定率法（固定資産評価基準に定める減価率によります。）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却・ 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の 100 分の 5
中小企業者等の少額 資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

4 税額等の算出方法について

(1) 評価額の計算

次ページの償却資産減価残存率表の率を用いて計算します。

償却資産に係る固定資産税は国税とは違い、評価額の最低限度を取得価額の5%と
しています。

ア 前年中に取得した資産

評価額＝取得価額× $(1 - \frac{\text{減価率} \times 1}{2})$ ※ は、小数点第4位を四捨五入

イ 前年前に取得した資産

評価額＝前年度評価額× $(1 - \text{減価率})$

※ $(1 - \frac{\text{減価率} \times 1}{2})$ と $(1 - \text{減価率})$ で計算される値を、減価残存率といいます。

【計算例】

《令和5年5月に取得価額450,000円、耐用年数5年のものを購入した場合》

令和6年度＝450,000円 × 0.815 ＝ 366,750円

令和7年度＝366,750円 × 0.631 ＝ 231,419円 (小数点以下切り捨て)

令和8年度＝231,419円 × 0.631 ＝ 146,025円 (小数点以下切り捨て)

：(途中省略)

令和12年度＝36,686円 × 0.631 ＝ 23,148円 (小数点以下切り捨て)

令和13年度＝23,148円 × 0.631 ＝ 14,606円 < **22,500円** (取得価額×5%)

※令和13年度で、評価額が取得価額の5%の22,500円より小さくなりますので、
令和13年度からは22,500円が評価額になります。

(2) 課税標準額

賦課期日現在、春日井市にあるすべての償却資産の評価額の合計が、課税標準額となります。ただし、特例の適用を受ける資産がある場合は、この合計額から控除額を差し引いたものが課税標準額となります。

(3) 免税点

課税標準額が150万円に満たない場合は、課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

(4) 税率

税率は1.4/100です。

【計算例】

《課税標準額が1,753,500円の場合の年税額》

$$\frac{1,753,000 \text{ 円}}{1,000 \text{ 円未満切り捨て}} \times \frac{1.4}{100} \text{ 税率} = \frac{24,500 \text{ 円}}{100 \text{ 円未満切り捨て}}$$

(5) 償却資産減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	15	0.142	0.929	0.858	28	0.079	0.960	0.921
3	0.536	0.732	0.464	16	0.134	0.933	0.866	29	0.076	0.962	0.924
4	0.438	0.781	0.562	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
5	0.369	0.815	0.631	18	0.120	0.940	0.880	31	0.072	0.964	0.928
6	0.319	0.840	0.681	19	0.114	0.943	0.886	32	0.069	0.965	0.931
7	0.280	0.860	0.720	20	0.109	0.945	0.891	33	0.067	0.966	0.933
8	0.250	0.875	0.750	21	0.104	0.948	0.896	34	0.066	0.967	0.934
9	0.226	0.887	0.774	22	0.099	0.950	0.901	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	23	0.095	0.952	0.905	36	0.062	0.969	0.938
11	0.189	0.905	0.811	24	0.092	0.954	0.908	37	0.060	0.970	0.940
12	0.175	0.912	0.825	25	0.088	0.956	0.912	38	0.059	0.970	0.941
13	0.162	0.919	0.838	26	0.085	0.957	0.915	39	0.057	0.971	0.943
14	0.152	0.924	0.848	27	0.082	0.959	0.918	40	0.056	0.972	0.944

5 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて調査を行っております。減価償却明細（固定資産台帳）等の写しの提出をお願いするほか、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いします。

6 課税の遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や、資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、過去に遡って（最大 5 年）課税します。申告もれのないようお願いします。

なお、過去に遡って追加課税となった場合、納期は納付書を発行した月の直近納期の 1 回となりますので、御了承ください。

（例）遡及した分の納付書を 6 月に発行した場合 ⇒ 2 期（7 月）までに一括納付

7 マイナンバーについて

マイナンバー（個人番号・法人番号）は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨を御理解いただき、マイナンバーの記入に御協力ください。ただし、マイナンバーの記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

個人の方が申告書を提出されるにあたって、本人確認書類に不備等がある場合は、申告書へのマイナンバー（個人番号）の記入はないものとして受理します。また、申告書の控えにマイナンバー（個人番号）を記入された場合は、記入された内容のまま、同封の返送用封筒にて返送します。マイナンバー（個人番号）が見えないように塗りつぶす等の処理は行いませんので、御了承ください。

8 償却資産 Q&A

Q1 資産の内容に変更がなくても申告は必要ですか？

A 申告が必要です。

申告書「18備考」欄の「1. 昨年中に資産の増加・減少なし」に○をつけて提出してください。資産に変更がない方は、簡易申請もできます。詳しくは、1ページを御覧ください。

Q2 課税標準額が免税点未満でも申告は必要ですか？

A 申告が必要です。

申告していただいた内容について評価をして、その結果、課税標準額が免税点未満であるかどうか判断します。

Q3 申告書に印字されている内容に変更があるのですが、どのように申告すればいいですか？

A 変更箇所に二重線を引き、余白に正しい内容を記入して申告してください。

春日井市では毎年年末までに、資産等の情報を印字した申告書をお送りしています。印字された内容に変更があった場合、変更箇所に二重線を引き、余白に正しい内容を記入して、資産の増減とともに申告してください。その申告書をもって修正させていただきます。

なお、相続等により、資産の所有者等が変更となった場合も同様です。

Q4 申告した後に修正箇所が見つかったのですが、どうすればいいですか？

A 早急に修正申告の提出をお願いします。

申告書の上部余白に赤字で「修正申告」と書いていただき、修正内容を申告書及び種類別明細書に記入してください。

修正により税額が変更となる場合は、再度納付書を送付しますので、そちらを使い納付してください。口座振替の登録をされている場合は、変更後の金額で振替えます。

Q5 過去に取得した未申告の資産があるのですが、どうすればいいですか？

A 未申告の資産も、他の資産同様に申告してください。

申告書の「前年前に取得したもの (イ)」に印字されている金額を、未申告であった資産の取得価額分修正してください。また、種類別明細書にその資産を記入してください。

Q6 現在は使用していない資産であっても申告の対象となりますか？

A その資産の状況によっては申告の対象となります。

現在使用していなくても、その資産が事業の用に供する目的で所有され、かつ、事業の用に供することができる状態にある資産であれば申告が必要です。

Q7 社員の福利厚生施設の設備・備品等も申告の対象となりますか？

A 申告の対象となります。

事業の用に直接供しない資産（医療施設・食堂施設・寄宿舍・娯楽施設等の福利厚生施設に係る資産等）であっても、間接的に事業の用に供するものと認められますので申告の対象です。

Q8 耐用年数を経過し、償却済みとなった資産も申告の対象となりますか？

A 原則、申告の対象となります。

償却済みの資産であっても、事業の用に供することができるものは申告の対象です。なお、今後使用する見込みのない資産については、申告の対象とならない場合もあります。詳しくは、御相談ください。

Q9 建物の附属設備でも償却資産の対象となりますか？

A 対象となるものもあります。

家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備・ガス設備・給排水設備などの建物附属設備は家屋として評価していますが、屋外に設置された配線・配管及び家屋から独立して設置された設備は、償却資産の対象となる可能性があります。

また、製造用の機械を動かすための動力設備や、ガスバーナー用のガス配管、工業用給排水配管等は、家屋の効用を高めるためではなく、特定の生産活動を行うためのものなので、償却資産の対象です。

詳しくは、7ページ（5）家屋と償却資産の区分を御覧ください。

Q10 取得価額とは、資産の購入代金のことですか？

A 償却資産の取得から、その用途で使えるようになるまでに要したすべての金額です。

その資産の購入に掛かった金額（購入手数料・荷役費・関税等を含む。）と、その資産を事業に使えるようにするために掛かった費用（工事費・据付費・試運転費用等）を合計したものを取得価額として申告してください。

Q11 納税通知書に、償却資産の一品ごとの明細は載りますか？

A いいえ、載りません。

償却資産については、課税標準額の合計のみの記載となります。償却資産の一品ごとの明細の確認は、提出される申告書の控えで確認していただくか、資産税課で取得できる償却資産の課税明細で確認してください。課税明細は、窓口、又は郵送にて申請することができ、明細1枚につき10円手数料が必要となります（縦覧期間中は手数料無料で取得できます）。

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表(抜粋)

第1種 構 築 物

別表第1 構 築 物

構造又は用途	細 目	種 類	耐用年数			
鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	1	20			
	まくら木	木製のもの コンクリート製のもの 金属製のもの	1 1 1	8 20 20		
	分岐器		1	15		
	通信線、信号線及び電灯電力線		1	30		
	信号機		1	30		
	送配電線及びき電線		1	40		
	電車線及び第三軌条		1	20		
	帰線ボンド		1	5		
	電線支持物（電柱及び腕木を除く。）		1	30		
	木柱及び木塔（腕木を含む。）	架空索道用のもの その他のもの	1 1	15 25		
	前掲以外のもの					
	線路設備					
	軌道設備	道床 その他のもの	1 1	60 16		
	土工設備		1	57		
	橋りよう	鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの その他のもの	1 1 1	50 40 15		
	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの	1 1 1	60 35 30		
	その他のもの		1	21		
	停車場設備		1	32		
	電路設備	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔 踏切保安又は自動列車停止設備 その他のもの	1 1 1	45 12 19		
	その他のもの		1	40		
	その他の鉄道用又は軌道用のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木		1	15	
		道床		1	60	
		土工設備		1	50	
		橋りよう	鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの その他のもの	1 1 1	50 40 15	
		トンネル	鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの	1 1 1	60 35 30	
		その他のもの		1	30	
		発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づき建設したものに限る。）		1	30
			その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）		1	57
	汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。）			1	41	
	送電用のもの		地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	1 1	25 36	
	配電用のもの		鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	1 1 1 1 1 1 1	50 42 15 30 20 30 25	
	電気通信事業用のもの		通信ケーブル	光ファイバー製のもの その他のもの	1 1	10 13
			地中電線路		1	27
その他の線路設備				1	21	
放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱		円筒空中線式のもの その他のもの	1 1	30 40	
	鉄筋コンクリート柱			1	42	
	木塔及び木柱		1	10		
	アンテナ		1	10		
	接地線及び放送用配線		1	10		
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの		1 1	14 17		
	主として金属造のもの		1	14		
	主として木造のもの		1	5		
	土管を主としたもの		1	10		
	その他のもの		1	8		
広告用のもの	金属造のもの		1	20		
	その他のもの		1	10		

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表(抜粋)

構造又は用途	細目	種類	耐用年数	
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	1 4 5	
		主として鉄骨造のもの	1 3 0	
		主として木造のもの	1 1 0	
	競輪場用競走路	コンクリート敷のもの	1 1 5	
		その他のもの	1 1 0	
	ネット設備		1 1 5	
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設		1 3 0	
	水泳プール		1 3 0	
	その他のもの	児童用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	1 1 0
		その他のもの	その他のもの	1 1 5
その他のもの		主として木造のもの	1 1 5	
	その他のもの	1 3 0		
緑化施設及び庭園	工場緑化施設		1 7	
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）		1 2 0	
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの		1 1 5	
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの		1 1 0	
	ビチューマルス敷のもの		1 3	
			1 3	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	水道用ダム		1 8 0	
	トンネル		1 7 5	
	橋		1 6 0	
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム		1 5 0	
	乾ドック		1 4 5	
	サイロ		1 3 5	
	下水道、煙突及び焼却炉		1 3 5	
	高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい		1 3 0	
	爆発物用防壁及び防油堤		1 2 5	
	造船台		1 2 4	
	放射性同位元素の放射線を直接受けるもの		1 1 5	
	その他のもの		1 6 0	
			1 4 0	
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	やぐら及び用水池		1 4 0
サイロ			1 3 4	
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう			1 3 0	
下水道、飼育場及びへい			1 1 5	
爆発物用防壁			1 1 3	
引湯管			1 1 0	
鉱業用廢石捨場			1 5	
その他のもの			1 4 0	
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル		1 5 0	
	煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁		1 7	
	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの		1 2 5	
	その他のもの		1 4 0	
石造のもの（前掲のものを除く。）	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池		1 5 0	
	乾ドック		1 4 5	
	下水道、へい及び爆発物用防壁		1 3 5	
	その他のもの		1 5 0	
土造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道		1 4 0	
	上水道及び用水池		1 3 0	
	下水道		1 1 5	
	へい		1 2 0	
	爆発物用防壁及び防油堤		1 1 7	
	その他のもの		1 4 0	
金属造のもの（前掲のものを除く。）	橋（はね上げ橋を除く。）		1 4 5	
	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁		1 2 5	
	サイロ		1 2 2	
	送配管	鋳鉄製のもの		1 3 0
		鋼鉄製のもの		1 1 5
	ガス貯そう	液化ガス用のもの		1 1 0
		その他のもの		1 2 0
	薬品貯そう	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの		1 8
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの		1 1 0
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの		1 1 5
	水そう及び油そう	鋳鉄製のもの		1 2 5
		鋼鉄製のもの		1 1 5
	浮きドック		1 2 0	
	飼育場		1 1 5	
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール		1 1 0	
	露天式立体駐車設備		1 1 5	
その他のもの		1 4 5		
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）		1 1 0		

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表(抜粋)

構造又は用途	細目	種類	耐用年数
木造のもの(前掲のものを除く。)	橋、塔、やぐら及びドック	1	15
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	1	10
	飼育場	1	7
	その他のもの	1	15
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として木造のもの	1	15
	その他のもの	1	50

別表第5 公害防止用減価償却資産

種類	細目	種類	耐用年数
構築物		1	18

別表第6 開発研究用減価償却資産

種類	細目	種類	耐用年数
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	1	5
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	1	7

別表第1 建物(一部)

種類	細目	種類	耐用年数
簡易建物	木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	1	10
	掘立造のもの及び仮設のもの	1	7

第2種 機械及び装置(建物附属設備)

別表第1 建物附属設備

構造又は用途	細目	種類	耐用年数
電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	2	6
	その他のもの	2	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		2	15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	2	13
	その他のもの	2	15
昇降機設備	エレベーター	2	17
	エスカレーター	2	15
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		2	8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		2	12
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	2	15
	その他のもの	2	8
店用簡易装備		2	3
可動間仕切り	簡易なもの	2	3
	その他のもの	2	15
テナントの方が施工された上記以外の特定附帯設備			※
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	2	18
	その他のもの	2	10

※特定附帯設備の耐用年数については、法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。

別表第2 機械及び装置

構造又は用途	細目	種類	耐用年数
食料品製造業用設備		2	10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		2	10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	2	3
	黒鉛化炉	2	7
	その他の設備	2	7
木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備		2	8
家具又は装備品製造業用設備		2	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		2	12
印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	2	4
	製本業用設備	2	7
	新聞業用設備		
	モノタイプ、写真又は通信設備	2	3
	その他の設備	2	10
その他の設備		2	10

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表(抜粋)

構造又は用途	細目	種類	耐用年数	
化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	2	5	
	塩化りん製造設備	2	4	
	活性炭製造設備	2	5	
	ゼラチン又はにかわ製造設備	2	5	
	半導体用フォトリソ製造設備	2	5	
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	2	5	
	その他の設備	2	8	
石油製品又は石炭製品製造業用設備		2	7	
プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		2	8	
ゴム製品製造業用設備		2	9	
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		2	9	
窯業又は土石製品製造業用設備		2	9	
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	2	5	
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	2	9	
	その他の設備	2	14	
非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	2	11	
	その他の設備	2	7	
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	2	6	
	その他の設備	2	10	
はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）		2	12	
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備	2	9	
	その他の設備	2	12	
業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）		2	7	
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	2	6	
	プリント配線基板製造設備	2	6	
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	2	5	
	その他の設備	2	8	
電気機械器具製造業用設備		2	7	
情報通信機械器具製造業用設備		2	8	
輸送用機械器具製造業用設備		2	9	
その他の製造業用設備		2	9	
農業用設備		2	7	
林業用設備		2	5	
漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		2	5	
水産養殖業用設備		2	5	
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備			
	坑井設備	2	3	
	掘さく設備	2	6	
	その他の設備	2	12	
その他の設備		2	6	
総合工事業用設備		2	6	
電気業用設備	電気業用水力発電設備	2	22	
	その他の水力発電設備	2	20	
	汽力発電設備	2	15	
	内燃力又はガスタービン発電設備	2	15	
	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備			
	需要者用計器	2	15	
	柱上変圧器	2	18	
	その他の設備	2	22	
	鉄道又は軌道業用変電設備	2	15	
	その他の設備	2	17	
	その他のもの	2	8	
ガス業用設備	製造用設備	2	10	
	供給用設備	鑄鉄製導管	2	22
		鑄鉄製導管以外の導管	2	13
		需要者用計量器	2	13
		その他の設備	2	15
	その他の設備	2	17	
その他のもの	2	8		
熱供給業用設備		2	17	
水道業用設備		2	18	
通信業用設備		2	9	
放送業用設備		2	6	
映像、音声又は文字情報制作業用設備		2	8	

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表(抜粋)

構造又は用途	細目	種類	耐用年数
鉄道業用設備	自動改札装置	2	5
	その他の設備	2	12
道路貨物運送業用設備		2	12
倉庫業用設備		2	12
運輸に附帯するサービス業用設備		2	10
飲食物品卸売業用設備		2	10
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	2	13
	その他の設備	2	8
飲食物品小売業用設備		2	9
その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	2	8
	その他の設備 主として金属製のもの	2	17
	その他のもの	2	8
技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	2	8
	その他の設備	2	14
宿泊業用設備		2	10
飲食店業用設備		2	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		2	13
その他の生活関連サービス業用設備		2	6
娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	2	11
	遊園地用設備	2	7
	ボウリング場用設備	2	13
	その他の設備 主として金属製のもの	2	17
	その他のもの	2	8
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シュミレータ設備	2	5
	その他の設備 主として金属製のもの	2	17
	その他のもの	2	8
自動車整備業用設備		2	15
その他のサービス業用設備		2	12
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	2	10
	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	2	8
	その他の設備 主として金属製のもの	2	17
	その他のもの	2	8

別表第5 公害防止用減価償却資産

種類	細目	種類	耐用年数
機械及び装置		2	5

別表第6 開発研究用減価償却資産

種類	細目	種類	耐用年数
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	2	5
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	2	7
	その他のもの	2	4

第3種 船舶

別表第1 船舶

構造又は用途	細目	種類	耐用年数	
船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける鋼船	漁船	3	12	
		総トン数が500トン以上のもの	3	9
	油そう船	3	13	
		総トン数が2000トン以上のもの	3	11
		総トン数が2000トン未満のもの	3	10
	薬品そう船	3	15	
	その他のもの	3	15	
		総トン数が2000トン以上のもの	3	10
		総トン数が2000トン未満のもの	3	10
		しゅんせつ船及び砂利採取船	3	11
	カーフェリー	3	11	
	その他のもの	3	14	
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船	漁船	3	6	
	薬品そう船	3	8	
	その他のもの	3	10	
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）		3	9	
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船		3	7	
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト		3	8	

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表(抜粋)

構造又は用途	細目	種類	耐用年数	
その他のもの	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採取船	3	7
		発電船及びとう載漁船	3	8
		ひき船	3	10
		その他のもの	3	12
	木船	とう載漁船	3	4
		しゅんせつ船及び砂利採取船	3	5
		動力漁船及びひき船	3	6
		薬品そう船	3	7
	その他のもの	その他のもの	3	8
		モーターボート及びとう載漁船	3	4
		その他のもの	3	5
		その他のもの	3	5

第5種 車両及び運搬具

別表第1 車両及び運搬具

構造又は用途	細目	種類	耐用年数		
鉄道用又は軌道用車両 (架空索道用搬器を含む。)	電気又は蒸気機関車	5	18		
	電車	5	13		
	内燃動車(制御車及び付随車を含む。)	5	11		
	貨車	高压ボンベ車及び高压タンク車	5	10	
		薬品タンク車及び冷凍車	5	12	
		その他のタンク車及び特殊構造車	5	15	
		その他のもの	5	20	
	線路建設保守用工作車	5	10		
	鋼索鉄道用車両	5	15		
	架空索道用搬器	閉鎖式のもの	5	10	
		その他のもの	5	5	
	無軌条電車	5	8		
	その他のもの	5	20		
	特殊自動車(この項には、別表第2に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5	5	
モーターシーパー及び除雪車		5	4		
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサ、レッカーその他特殊車体を架装したもの					
小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)		5	3		
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)	小型車(貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	5	3	
		その他のもの	5	4	
		大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5	5	
	乗合自動車	5	4		
	自転車及びリヤカー	5	5		
	被けん引車その他のもの	5	2		
	前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう。)	5	4
			その他のもの		
			貨物自動車	5	4
			ダンプ式のもの その他のもの	5	5
報道通信用のもの		5	5		
その他のもの		5	6		
二輪又は三輪自動車		5	3		
自転車		5	2		
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車		5	7		
金属製のもの その他のもの		5	4		
フォークリフト		5	4		
トロッコ		5	5		
金属製のもの その他のもの		5	3		
その他のもの		5	7		
自走能力を有するもの その他のもの	5	4			

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表(抜粋)

第6種 工具、器具及び備品

別表第1 工具

構造又は用途	細目	種類	耐用年数
測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む。)		6	5
治具及び取付工具		6	3
ロール	金属圧延用のもの	6	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	6	3
型(型枠を含む。)、鍛 圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型 その他のもの	6	2
切削工具		6	3
金属製柱及びカッペ		6	2
活字及び活字に常用され る金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る。) 自製活字及び活字に常用される金属	6	3
前掲のもの以外のもの	白金ノズル その他のもの	6	2
前掲の区分によらないも の	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	6	1 3
		6	3
		6	1 3
		6	8
		6	4

別表第1 器具及び備品

構造又は用途	細目	種類	耐用年数	
1 家具、電気機器、ガス 機器及び家庭用品(他 の項に掲げるものを除 く。)	事務机、事務いす及びキャビネット			
		主として金属製のもの その他のもの	6 1 5 6 8	
	応接セット	接客業用のもの その他のもの	6 5 6 8	
	ベッド		6 8	
	児童用机及びいす		6 5	
	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 6 6 8	
	その他の家具	接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	6 5 6 1 5 6 8	
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		6 5	
	冷房用又は暖房用機器		6 6	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		6 6	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)		6 4	
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品		6 3	
	じゅうたんその他の床用敷物			
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの	6 3 6 6	
	室内装飾品	主として金属製のもの その他のもの	6 1 5 6 8	
	食事又はちゅう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	6 2 6 5	
	その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	6 1 5 6 8	
	2 事務機器及び通信機 器	謄写機器及びタイプライター	孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	6 3 6 5
		電子計算機	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。) その他のもの	6 4 6 5
		複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの		6 5
その他の事務機器			6 5	
テレタイプライター及びファクシミリ			6 5	
インターホン及び放送用設備			6 6	
電話設備その他の通信機器		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	6 6 6 1 0	
3 時計、試験機器及び 測定機器		時計 度量衡器 試験又は測定機器	6 1 0 6 5 6 5	
4 光学機器及び写真製 作機器	オペラグラス		6 2	
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡		6 5	
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器		6 8	
5 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球		6 3	
	マネキン人形及び模型		6 2	
	その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	6 1 0 6 5	

減価償却資産の耐用年数に関する省令別表(抜粋)

構造又は用途	細目	種類	耐用年数	
6 容器及び金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの	6	6	
		6	8	
		6	10	
	ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが6メートル以上のものに限る。） その他のもの	金属製のもの	6	7
		その他のもの	6	3
		金庫 手さげ金庫 その他のもの	6	2
6	5			
6	20			
7 理容又は美容機器		6	5	
8 医療機器	消毒殺菌用機器	6	4	
	手術機器	6	5	
	血液透析又は血しよ交換用機器	6	7	
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6	6	
	調剤機器	6	6	
	歯科診療用ユニット	6	7	
	光学検査機器	ファイバースコープ その他のもの	6	6
	6	8		
	その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの	6	4	
	6	6		
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	6	3	
6	10			
6	5			
9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	6	8	
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	6	2	
	ご、しよぎ、まあじやん、その他の遊戯具	6	5	
	スポーツ具	6	3	
	劇場用観客いす	6	3	
	どんちよう及び幕	6	5	
	衣しよ、かつら、小道具及び大道具	6	2	
	その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	6	10
	6	5		
	6	5		
10 生物	植物	貸付業用のもの	6	2
		その他のもの	6	15
	動物	魚類	6	2
		鳥類	6	4
		その他のもの	6	8
11 前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	6	2	
	シート及びロープ	6	2	
	きのご栽培用ほだ木	6	3	
	漁具	6	3	
	葬儀用具	6	3	
	楽器	6	5	
	自動販売機（手動のものを含む。）	6	5	
	無人駐車管理装置	6	5	
	焼却炉	6	5	
	その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	6	10
	6	5		
	6	15		
	12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	6	15
その他のもの		6	8	

別表第6 開発研究用減価償却資産

構造又は用途	細目	種類	耐用年数
工具		6	4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	6	4